

令和6年8月23日（金）
電話 0126-62-3131（内線 2110）
担当 総務部長 村上 孝徳

車検切れ公用車（リース車）の公務使用について

1 経緯

広報情報推進課でリース契約している公用車1台について、車検の有効期間が令和6年8月15日に満了していたにもかかわらず、8月22日まで、公務のために使用していたもので、8月23日に職員が車両使用のため、運行しようとしたところ、車検の有効期間が過ぎていることに気づいたものです。

なお、当該車両については車検満了日以後、運転中の事故・違反はありませんでした。

2 該当車両

- (1) 種別 軽自動車
- (2) 主な用途 職員業務用
- (3) 車検満了日 令和6年8月15日
- (4) 車検有効期間後の使用状況
 - ・ 走行距離 110km
 - ・ 使用回数 5回
 - ・ 使用日数 3日（8月19日～8月22日）
 - ・ 使用人数 3人（延べ5人）

3 原因

当該公用車1台について、車検更新の担当者が車検手続きを失念したこと及び運転者が車両運転の際に、車検満了日を確認していなかったことにより発生したものです。

4 事実判明後の対応

当該車両については、発覚後、使用を中止し、同日に美唄警察署に報告いたしました。

今後、このような事態を再び起こさないよう、車両を運転する前には、乗車時に車検シール（ステッカー・検査標章）の目視確認を徹底していきます。